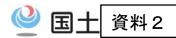
交通政策基本計画の策定について



平成25年12月に公布・施行された交通政策基本法に基づき、交通に関する施策に関する基本的な計画 (「交通政策基本計画」)の策定作業を進め、今夏頃までに一定の取りまとめを行った上で、年内を目 途に閣議決定することを予定。

1. 内容

- ○交通政策基本計画には、以下の事項を定めることとされている。(法第15条第2項)
 - (1)交通に関する施策の基本的方針
 - (2)交通に関する施策の目標
 - (3)交通に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - (4)その他必要な事項
- ○計画期間は、2015年(平成27年)~2021年(平成33年)を想定。 (次期社会資本整備重点計画(2017~2021年を予定)と終期を揃える。)

2. 策定手続き、スケジュール

- ・交通政策審議会・社会資本整備審議会計画部会(合同会議)において審議。
- 本年夏頃までに一定の取りまとめを行うことを予定。
- ・その後、パブリックコメント等の手続きを経て、年内を目途に基本計画を閣議決定することを予定。